

農福連携に関する協定書

中電ウイング株式会社（以下「甲」という。）と可児市（以下「乙」という。）は農福連携を推進するため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、農福連携により地域の農業振興の取り組みを推進し、甲及び乙の相互の発展と先進的な取組を実践することで、地域住民が豊かな生活を営めるよう、連携して取り組むものとする。

（甲の役割）

第2条 甲は、前条の取り組みを推進するため、乙の地域からの人材の雇用に努め、乙の地域に生産拠点を置く農業事業者として、農産物の販売等を通じて地域との連携、農業振興に貢献するものとする。

2 甲は、農福連携の取り組みについて積極的に情報発信に努めるものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は、甲が実施する農福連携事業を支援するため、農福連携に関する情報の提供、農産物の販売場所の提供や機会の創出、技術指導の仲介等に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する農福連携事業について、積極的に甲への情報提供を含め、情報発信に努め、地域の理解の醸成、連携の構築に協力するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙のいずれからの文書による協定終了の申し出がない限り、その効力を有するものとする。

2 本協定を解除するときは、甲及び乙いずれか一方が、解除しようとする3か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（その他）

第5条 この協定について、疑義の生じた事項及び協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、両者が署名の上、各自1通を保有する。

令和4年11月22日

甲 愛知県名古屋市南区立脇町一丁目13番1号  
中電ウイング株式会社

代表取締役社長 古田真子

乙 岐阜県可児市広見一丁目1番地

可児市長 富田成輝